|  |
| --- |
| **宇佐市森林環境保全推進事業補助金について**＊森林環境譲与税活用（森林の有する公益的機能に関する普及啓発・森林環境整備） |
| １ | （目的）市民が享受する市土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止等の森林の有する多面的かつ公益的な機能の重要性にかんがみて、市民の理解と協力の下に、森林環境等の保全及び整備を推進し、すべての市民で守り育てる意識を醸成するために行う森林環境保全推進事業に要する経費に対し、補助金を交付する。 |
| ２ | （補助対象者）　地区自治会、まちづくり協議会、ＮＰＯ等の市内の団体 |
| ３ | （補助対象事業）1. 森林づくり活動事業

地区自治会等が自ら企画し行う、森林の役割や森林づくりなどの重要性について、理解や関心を高めるための活動。（植樹会や森林観察会、登山・トレッキング道等の整備など。）1. 森と海をつなぐ環境保全推進事業

　　地区自治会等が行う市内海岸部の防風林整備・植樹、清掃活動及び漂着物の処理に係る活動。　　※海岸部の清掃活動及び漂着物の処理に係る活動を申請される際には、補助金の趣旨にかんがみて、併せて防風林内の清掃活動を行うなど、森林環境の保全及び整備の推進につながる活動内容となるように心がけて下さい。 |
| ４ | （補助対象経費）　報償費、需用費、使用料及び賃借料、燃料費、資機材購入費、その他必要と認める経費。※詳細については別表１「補助対象経費になる経費とならない経費」を参照 |
| **５** | （補助金額・補助率等）　・補助金額　上限３０万円（１，０００円未満の端数を切り捨てた金額）　・補助率　　１０分の１０※補助対象者に対して補助対象事業につき1年１回に限り交付する。※本事業のほかに、国及び地方公共団体等からの補助金が交付される場合は、その補助に係る部分の経費を除く |

※補助金の交付にあたっては事前の交付申請が必要です。必ず交付決定を受けてから事業に着手して下さい。交付申請から交付決定までは、申請内容の審査が必要なため、２週間程度かかります。申請の方法などで分からないことがありましたら、林業水産課までお問合せ下さい。

別表１　補助対象となる経費とならない経費

【**補助対象となる経費**】

|  |  |
| --- | --- |
| 科目 | 内容 |
| 報償費等 | 講師、専門家等への謝礼、調査・研究等に係る報償費 |
| 需用費 | 機材・資材・書籍等の購入費、チラシ・ポスター等の印刷費、材料費、消耗品費等 |
| 役務費 | 翻訳・原稿料、通信運搬に係る経費、保険料等 |
| 使用料及び賃借料 | 会場使用料、車両・機具等の賃借（レンタル）料等 |

注：　１　補助対象経費は、活動や事業を実施するために直接必要となる経費とします。

　　　　　なお、補助金を用いて、チラシ・ポスター等を作成する場合は、「この事業は、『宇佐市森林環境保全推進事業補助金』を使用しています。」と紙面に必ずご記載ください。

【**補助対象とならない経費**】

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 科　目 | 内　容 | 備　考 |
| 人件費 | 団体構成員に支払われる人件費や謝礼 |  |
| 旅費 | 団体構成員の交通宿泊費、パスポート手数料 | 講師等に対する旅費は可 |
| 委託費 | 小径木の伐採や草刈り作業等の委託料 | 大径木の伐採等、資格が必要となる作業は可 |
| 光熱水費 | 電気、ガス、上下水道料 |  |
| 通信運搬費 | 固定電話、携帯電話料金、会員への会報の郵送費、インターネット接続料等 | 調査集計のための郵送費は可 |
| 食糧費 | 懇親を目的とした飲食費等 | 活動時の水分補給のための飲み物代や飴代等は可 |
| 備品購入費 | パソコン、プリンター、デジカメ等 | 高価な物品は基本的にレンタルやリースを利用 |
| 賞金 | 現金、金券 | 商品は可 |
| 家賃借地料 | 家賃、借地料 | 公共施設の使用料、利用料金は可 |
| 交際費 | お土産、差し入れ、祝儀、餞別 |  |
| 衣装費 | シャツ、ジャンパー、帽子 |  |
| その他 | 領収書が発行されないもの |  |